

受付印

7

生駒 市長

令和 7 年
0 西暦12 月 26 日
提出市民税
県民税
森林環境税給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

整理番号

1 現年度 2 新年度 3 両年度

給 与 所 得 者	フリガナ	イコマ イチロウ		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望 のみによる普通徴収への 切替はできません。	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※必ず下欄も 記載してください	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	
	氏名	生駒 一郎					例) 11月10日納期の場合→10月分	6 月分から 12 月分まで					1 月分から 5 月分まで
	生年月日	1 明治 4 平成	2 大正 5 令和	3 昭和 0 西暦	32 年 7 月 21 日								
	個人番号	1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9											
住所	1月1日 現在	生駒市本町3-11					360,000	120,000	240,000	令和 7 年 12 月 19 日	番号を記入 1 ← 1. 退職 2. 転勤・転籍 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 (下↓にその理由記載)	下記の番号 のみ記入→ ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	控除社会 保険料額 200,000
	異動後	同上											
										退職所得等の支払額 (支払予定額)	10,000,000 円	勤続年数 20 年	

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。）※新しい勤務先への連絡が必須です※

(特別徴収義務者)	新しい勤務先 所在地 名称	〒		特別徴収指定番号	納入書の 同封	氏名 担当者 電話	新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済です。 ※書類提出前に、新しい勤務先へお伝えください。
		新規	←新規の場合は選ぶ	1 必要 2 不要			
		7					
		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、 ご確認のうえ記入してください			

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 ←	1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定額 ((ウ)と同額) を右覧に記入 240,000 円	左記の一括徴収した税額は、 1 月分(翌月10日納期) で納入します。
--------------	--	--	---

③普通徴収の(一括徴収しない)場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）

番号を記入	※異動年月日が1月1日～4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。
	1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため 3. その他 ()

注 意 事 項

- この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。
- 該当の従業員の死亡退職の場合は、『相続人代表者指定届』
国外に出国される場合は『納税管理入届』の提出が必要です。
詳しくは市町村にお問い合わせください。